

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項第一号中「給料の特別調整額に関する規則」を「次号に掲げる警察職員以外の給料の特別調整額に関する規則」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務警察職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）である規則六 四二別表第一に掲げる職を占める警察職員 次に掲げる当該警察職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 一万円

ロ 三種 九千円

ハ 四種 七千円

第十七条の三第一項中「規則六 四二別表第一に掲げる職を占める」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる警察職員以外の規則六 四二別表第一に掲げる職を占める警察職員 次に掲げる当該警察職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 五千五百円

ロ 三種 五千円

ハ 四種 四千円

二 定年前再任用短時間勤務警察職員である規則六 四二別表第一に掲げる職を占める警察職員 次に掲げる当該警察職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 五千円

ロ 三種 四千五百円

ハ 四種 三千五百円

第十七条の三第一項第三号を削る。

第三十条第一項中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員（以下「再任用警察職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第三十条の二第一項中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第三十二条第一号中「第五条の二」を「第五条第十一項」に、「再任用短時間勤務警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第二項を次のように改める。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員の管理職員特別勤務手当の額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員に対する第十七条の二第二項及び第十七条の三第一項の規定の適用については、当分の間、第十七条の二第二項第一号及び第十七条の三第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（管理職員特別勤務手当に係る暫定再任用警察職員に関する経過措置）

2 暫定再任用警察職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務警察職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の第十七条の二第二項及び第十七条の三第一項の規定を適用する。

（勤勉手当に係る暫定再任用警察職員に関する経過措置）

3 暫定再任用警察職員は、定年前再任用短時間勤務警察職員とみなして、改正後の第三十条第一項及び第三十条の二第一項の規定を適用する。

（端数計算についての暫定再任用短時間勤務警察職員に関する経過措置）

4 暫定再任用短時間勤務警察職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された警察職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務警察職員とみなして、改正後の第三十二条第一号の規定を適用する。